

医療法人恒尚会 ハラスメント 防止宣言

医療法人恒尚会で働くすべての職員が健全な職場環境で働くことができるよう「ハラスメント防止」を法人として掲げ、真剣に取り組んでいくことを宣言いたします。

○はじめに

ハラスメントは職員の尊厳を不当に傷つける行為であり、絶対に許されない行為です。

恒尚会内の事業所において、このようなハラスメント行為が生じることがないように、研修など啓発の機会を設けるとともに万が一そういった事態が生じた場合には、就業規則に基づき迅速かつ厳正に対処します。また被害にあった方やハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該職員に不利益な扱いなどが無いようセーフティネットを構築するなど最大限の努力をするものです。

医療法人恒尚会では『ハラスメント防止宣言』とともに対策規定を施行し厳正に対処すると共に、すべての職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境づくりに取り組んでいきます。

当法人では以下のハラスメントについて厳しく対応し

ハラスメント行為者については就業規則に基づき迅速かつ厳正に対処します。

○パワーハラスメント

- ・身体的に苦痛を伴う暴力や傷害行為
- ・精神的に苦痛を伴う発言(名誉棄損や侮辱)や脅迫行為
- ・チームやコミュニティから切り離すような無視や仲間外れ
- ・本人の力では遂行する事が出来ない過大な要求、また能力や経験とかけ離れた過少な要求

○セクシャルハラスメント

- ・性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ・交際・性的関係の強要
- ・本人のパーソナリティを傷つける性的な質問および発言(LGBTなど含む)
- ・性的な噂の流布
- ・不必要な体への接触

○マタニティや介護などライフイベントにおけるハラスメント

- ・妊娠による体調不良や、子供や要介護状態の身内の急変の連絡などの理由に対し、本人の求めに応じないこと
- ・妊娠・出産・介護を理由として退職や配置転換を勧奨・強要すること
- ・妊娠・出産・介護などライフイベントにより通常の業務に就けない職員に対し「迷惑」「無責任」などとみなす言動を行うこと
- ・男性職員に対し、育児を理由として前各号に準ずる行為をすること

スタッフが一丸となりハラスメントのないクリーンな職場づくりにしていきましょう